

クマ類による被害防止に向けた対策方針（概要） （案）

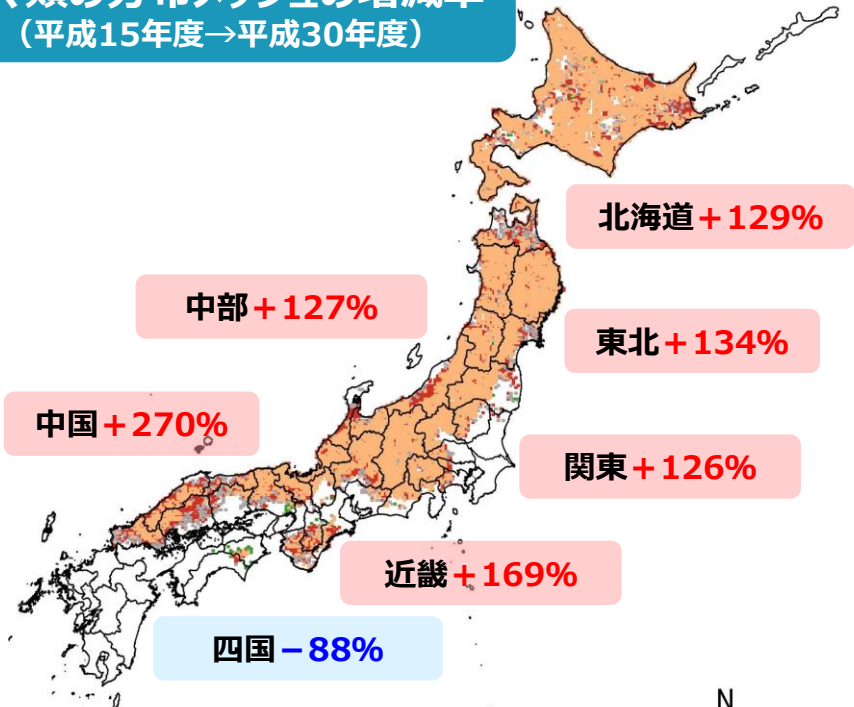
令和6年2月8日

クマ類保護及び管理に関する検討会

クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息状況

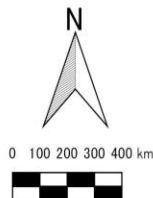
- **ヒグマ**は、北海道に広く生息。平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の推定個体数は、中央値11,700頭で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、本州及び四国の33都府県に恒常的に分布。平成15年度と30年度の**比較で分布域は約1.4倍に拡大**。他方、**四国は分布域は縮小**、九州は絶滅。また、平成11年の特定鳥獣保護管理計画制度創設以降、本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は個体群は安定化**。

クマ類の分布メッシュの増減率 (平成15年度→平成30年度)



- 平成15年度調査でのみ生息情報を確認した5kmメッシュ
- 平成15及び30年度調査の両方で生息情報を確認した5kmメッシュ
- 平成30年度調査でのみ生息情報を確認した5kmメッシュ
- 平成30年度調査で一時的な生息情報が得られた5kmメッシュ

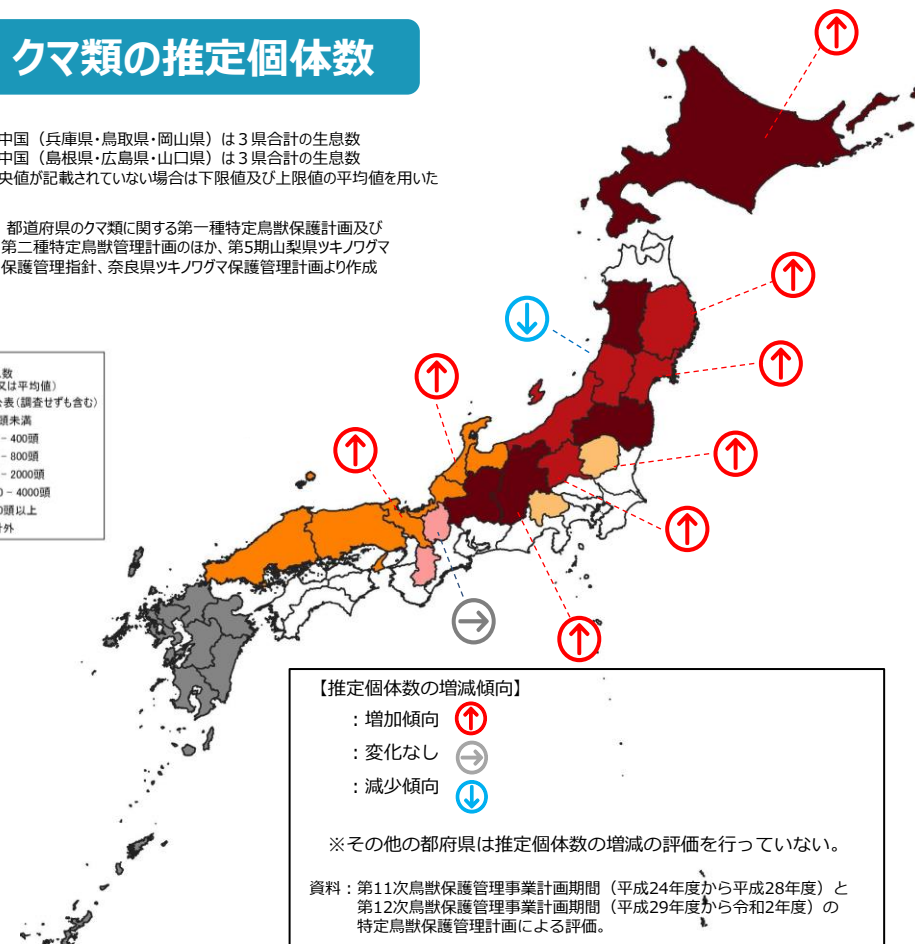
出典：環境省



クマ類の推定個体数

- ※ 1 東中国（兵庫県・鳥取県・岡山県）は3県合計の生息数
- ※ 2 西中国（島根県・広島県・山口県）は3県合計の生息数
- ※ 3 中央値が記載されていない場合は下限値及び上限値の平均値を用いた

資料：都道府県のクマ類に関する第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画のほか、第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針、奈良県ツキノワグマ保護管理計画より作成



【推定個体数の増減傾向】

- ：増加傾向 ↑
- ：変化なし →
- ：減少傾向 ↓

※その他の都府県は推定個体数の増減の評価を行っていない。

資料：第11次鳥獣保護管理事業計画期間（平成24年度から平成28年度）と第12次鳥獣保護管理事業計画期間（平成29年度から令和2年度）の特定鳥獣保護管理計画による評価。

クマ類の出没状況・出没要因

ヒグマの出没状況

- 北海道警察への通報件数は、**4,055件**で過去**最多**（令和5年12月末時点）と増加傾向。
- 人身被害は年平均3人程度だが、被害者の**死亡率が高い**。近年は札幌市街地中心部にも**出没**。

ヒグマの出没要因

- **春グマ駆除廃止**による**個体数増加・分布拡大**、林業従事者や狩猟者の減少等により人への**警戒心が薄れ、集落周辺まで分布域が拡大**。
- **市街地周辺**の森林で**親子グマが確認**されるなど、**恒常的に生息し、繁殖**している地域もある。
- **農業の機械化、営農規模の拡大**等に伴う人間活動の低下、大規模化に伴う**防除不十分な農地が誘引**。
- **森林から連続する緑地や河川**が市街地への侵入経路。
- 秋期の主要な**食物資源（堅果類、液果等）の量が大きく低下**する時に、**行動圏が変化・拡大**。食料を目指して低地や集落へ**出没**。

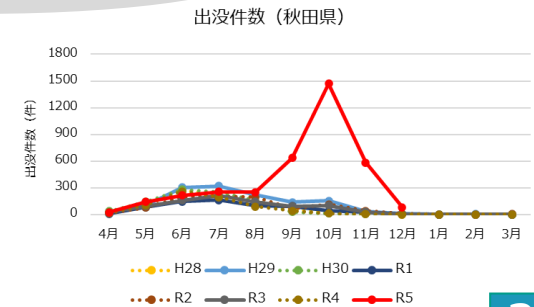
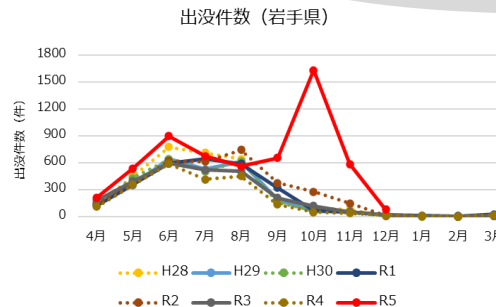
ツキノワグマの出没状況

- 出没件数は**23,669件**（令和5年12月末時点）。**東北地方に約6割（13,138件）が集中**しており、特に**岩手県（5,818件）、秋田県（3,663件）**の2県で**全体の約4割を占める**。
- 令和5年度の東北地方では、**10月の出没件数が著しく増加**。

ツキノワグマの出没要因

- 林業や狩猟、里山利用の減少等により、人への**警戒心が薄れ、集落周辺まで分布域が拡大**。
- **人口減少・高齢化**による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺が**生息に適した環境へ変化**。
- 果樹等に**誘引され、森林から連続する緑地**を利用し市街地に侵入。
- 秋期の主要な**食物資源（ブナ科堅果類等）の量が大きく低下**する時に、オスに加え、定着性が高いメスも**行動圏が拡大**。

令和5年は岩手・秋田両県で
ブナが「大凶作」



クマ類による被害防止に向けた対策の方向性

項目	ポイント
対策の目的	<ul style="list-style-type: none">➤ <u>人の生活圏とクマ類の生息域の空間的な分離（すみ分け）</u>➤ 2000年代以降に頻発している<u>大量出没による人とクマ類の軋轢の低減</u>➤ 「<u>ゾーニング管理</u>」、「<u>広域的な管理</u>」、「<u>順応的な管理</u>」の<u>3つの管理</u>を推進
対策の方向性	<p>① ゾーニング管理</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>人の生活圏</u>（市街地・農地等）：<u>クマ類を生息させず、人の安全を最優先</u>。放任果樹等の誘引物の除去・管理、集落周辺の刈り払い等の対策を徹底し、<u>侵入したクマ類は速やかに排除</u>。➤ <u>緩衝地帯</u>（人の生活圏と保護優先地域間の地域）：人とクマ類の<u>空間的なすみ分けを図る</u>。伐採や刈り払いなどの<u>環境整備、捕獲、林業等の人間活動</u>を実施。➤ <u>保護優先地域</u>（奥山等）：地域個体群を安定的に維持し、クマ類にとって<u>良好な生息環境の保全</u>。観光利用者等への<u>普及啓発等の予防策を徹底</u>。 <p>② 地域個体群に基づく広域的な管理</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 都道府県界をまたいだ広域的な移動を考慮し、<u>関係行政機関が連携・協力した調査・モニタリングによる保護管理ユニットに基づいた管理</u>の実施。 <p>③ モニタリングに基づく順応的な管理</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>保護管理ユニット</u>ごとに、分布、個体数、軋轢を評価する<u>モニタリングを定期的</u>に実施し、モニタリング結果を踏まえ、<u>順応的な管理</u>の実施。➤ 農業被害、精神被害など社会的な許容度の情報収集・分析、モニタリング実施への省庁横断的な連携、新たなモニタリング技術の開発。

クマ類による被害防止に向けた行動

項目	ポイント
指定管理鳥獣の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定</u>し、都道府県等による集中的かつ広域的な管理への支援が必要。ただし、既存の<u>イノシシ・シカとは異なる支援メニュー</u>が必要。 ○ <u>適切なモニタリングの実施を前提</u>として、<u>過度の捕獲が行われない</u>よう、捕獲の目的を明確化し、捕獲数、時期、場所、手法を限定して順応的管理の考え方のもとに実行。<u>市街地出沒対策、出沒時の体制構築、人材育成、普及啓発</u>等への支援により、被害の低減と個体群の保全の<u>バランスのとれた支援</u>が必要。 ○ これまでの「<u>個体管理</u>」（問題個体の捕獲）や「<u>ゾーニング管理</u>」（人の生活圏に侵入した個体の排除）を基本とする個体群管理から、今後は<u>人の生活圏への出沒を未然に防止</u>するために、<u>人の生活圏周辺の緩衝地帯</u>に管理強化ゾーンを設け、「<u>環境整備</u>」と「<u>個体数管理</u>」の強化が必要。
人の生活圏への出沒防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の生活圏への出沒を抑制するため、市街地や集落周辺での放任果樹、生ゴミ、収穫残渣等の<u>誘引物の管理徹底</u>、農地への侵入を防止するための<u>電気柵の設置、追い払い等複合的な被害防止対策への対策</u>を強化。 ○ 人の生活圏と接する山林や耕作放棄地、移動ルートとなる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等の<u>刈り払いや緩衝帯の整備</u>。 ○ 秋期の被害発生パターンから<u>大量出沒予測を継続</u>。平時より<u>予防的措置として環境整備等を実施</u>。大量出沒の被害軽減に向けた個体群の分布、個体数水準を検討し、予防的な捕獲も選択肢として検討。
出沒時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の生活圏にクマ類が<u>出沒した場合</u>の関係者の<u>連絡体制の構築</u>や<u>対応体制の強化</u>が必要。 ○ 銃猟が禁止されている<u>市街地等</u>での<u>銃器による対応</u>が必要な場合の役割分担と指揮系統の明確化を図り、鳥獣保護管理法の改正も含めて、<u>国が早急に対応方針を整理・周知</u>する必要。 ○ <u>市街地等における麻醉銃による対応事例を収集・整理</u>し、<u>確実に安全確保できる条件等</u>を都道府県に周知する必要。

クマ類による被害防止に向けた行動

項目	ポイント
人材育成と配置	<ul style="list-style-type: none">○ <u>クマ類の生態や順応的管理を理解し、クマ類の管理を実行できる人材や体制</u>が各保護管理ユニットに必要。○ <u>危険度が高い捕獲</u>に対応できる正しい知識と技術を有した捕獲技術者の育成・確保が必要。○ 県・市町村の担当職員の専門知識向上のため、<u>大学の専門的カリキュラム受講</u>や<u>実践的な学習機会の提供</u>により人材育成を図る必要。
その他	<p>(過度な苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none">○ クマ類の捕殺等に関して、<u>関係自治体等に過剰な批判</u>が寄せられており、<u>捕殺の必要性等について科学的根拠を踏まえた情報</u>、クマ類の生態等の<u>発信の強化により、社会の理解</u>を求めている。 <p>(DXの推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 人身被害の未然防止のため<u>ICT等を活用し、出没情報等を地域住民等へ提供</u>。ICTを用いた<u>省力化を図るモニタリング手法の開発</u>が必要。 <p>(絶滅の危険性が高い地域個体群への対応)</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>四国</u>のように絶滅の危険性が極めて高い<u>個体群の保全</u>に向けて、関係機関が連携して、<u>モニタリング、生息環境の改善、生息数の回復</u>に向けた<u>取組を強化</u>。 <p>(持続可能な地域づくりの観点からの被害対策の方法等の検討)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 鳥獣被害対策を効果的・効率的に進めるため、<u>持続可能な域づくりの観点から、被害対策の方法等について検討</u>が必要。